

1

臨時福祉給付金
子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方々や子育て中の方々への負担の影響を考慮し、下表の人を対象に給付金が支給されます。

桂川町では、7月下旬に支給対象と思われる人に申請書等を郵送します。

【申請先】平成26年1月1日に住民登録のある市町村

【申請方法】桂川町では、郵送か窓口での申請となります。詳しくは、7月下旬に郵送する案内をご覧ください。

【申請期間】桂川町では、平成26年8月1日から6カ月（土・日・祝日および年末年始を除く）

※市町村により申請方法や申請期間が異なります。詳しくは平成26年1月1日に住民登録のあった市町村にお尋ねください。

問合先

○臨時福祉給付金について

税務課 税務係 ☎65・1076

○子育て世帯臨時特例給付金について

住民課 住民年金係 ☎65・33001

「振り込め詐欺」
「個人情報の詐取」に注意！

自宅や職場などに役場や厚生労働省（の職員）などを騙った者が訪問したり、不審に思われたりした場合は迷わず、役場（税務課・住民課）や警察署、または警察相談専用電話（# 9110）にご連絡ください。



▲厚生労働省 給付金キャラクター カクニンジャ
(厚生労働省「2つの給付金」<http://www.2kyufu.jp/>)

給付金の対象者と給付額

給付金の名称	対象者	給付額
臨時福祉給付金	平成26年度分町民税（均等割）が課税されない人 ※課税されている人に扶養されている場合や生活保護受給者などは対象外。	支給対象者1人につき1万円 ※支給対象者が高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当の受給者などの場合は、5千円を加算
子育て世帯臨時特例給付金	平成26年1月分児童手当受給者で、平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない人 ※臨時福祉給付金の支給対象者と生活保護受給者などは対象外。 【公務員について】 公務員の児童手当受給者の情報を、当該公務員の住所地の市町村では保有していないため、個別の案内ができません。 平成26年1月1日に住民登録のあった市町村への申請となりますので、勤務先から交付された「児童手当（特例給付）受給状況証明書」と「子育て世帯臨時特例給付金申請書」に必要書類を添付し申請をしてください。	平成26年1月分児童手当の対象児童1人につき1万円

▼8月
(株) 福岡設備 ☎65・1035
草場 ☎72・0122

▼7月
谷口住設 ☎65・3253
福豊設備工業 ☎72・0714

水道修繕当番

内 訳	前月比	前年比
人 口	14,032人	5 - 140
男 性	6,619人	1 - 38
女 性	7,413人	4 - 102
世帯数	6,253戸	10 11

(平成26年5月末現在)

人のうごき

○納税は便利な口座振替で！
詳しくは、税務課収納対策室
(☎65・1076) までお問い合わせください。

▼固定資産税 第2期分
▼国民健康保険税 第2期分

7月の納税期限